

日本ドローン・エアレスキューコンソーシアム規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は「日本ドローン・エアレスキューコンソーシアム」(JDAC) という。

(目的)

第2条 この団体は、ドローン、ドクターへリ及び医療に係るNPO、学会、大学、公益法人、消防機関、公的機関、企業等が連携し、ドローンとドクターへリのコラボレーションによる医療を確立し、推進することを目的とする。

(事業)

第3条 この団体は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 ドローンとドクターへリのコラボレーションによる医療モデルの研究
- 二 当該医療モデルの実証実験
- 三 当該医療モデルに関する情報の収集及び発信
- 四 その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第4条 この団体の目的及び事業に賛同するNPO、学会、大学、公益法人、消防機関、公的機関、企業等を会員とする。

(入会)

第5条 会員になろうとする者は、入会申込書を代表に提出し、その承認を得て会員になることができる。

(協賛金等)

第6条 この団体は、会員企業等あるいはこの団体の目的・事業に賛同する会員以外の企業等から協賛金等を受け取ることができる。

(退会)

第7条 会員は、会員の意思により任意に退会することができる。ただし、退会に際しては、あらかじめ代表に届けなければならない。

第3章 役員

(役員)

第8条 この団体に次の役員を置く。

一 代表 1名

二 副代表 1名

(代表及び副代表)

第9条 代表はこの団体を代表し、会務を総括する。

2 副代表は代表を補佐し、代表が不在の場合は会務を代行する。

(任期)

第10条 役員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

(報酬)

第11条 役員は無報酬とする。

第4章 組織

(総会)

第12条 この団体に総会を置く。

- 2 総会は会員をもって構成し、年1回開催するほか、代表が必要と認めるときは開催することができる。
- 3 総会はこの団体に係る基本的事項について審議する。
- 4 総会は代表及び副代表を選任する。
- 5 総会は会員の過半数の出席をもって成立する。
- 6 総会の議事は出席者の過半数の同意をもって決するものとする。
- 7 総会は代表が招集し、議長を務める。

(ワーキングチーム)

第13条 総会は第3条の事業を行うため、必要に応じてワーキングチームを設置することができる。

(事務局)

第14条 この団体の庶務はNPO法人救急ヘリ病院ネットワーク(HEM-Net)が行う。

附則 この規約は2019年7月6日から施行する。